

下呂市監査告示第7号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年12月26日

下呂市監査委員 都 竹 基 己

下呂市監査委員 今 井 能 和

令和 6 年 度

財政援助団体等の監査報告書

下 呂 市 監 査 委 員

目 次

第 1	下呂市監査基準への準拠	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の実施内容	1
第 6	監査の実施場所及び日程	2
第 7	監査の結果	2

◎公の施設の指定管理者

〔施設名〕

下呂市道の駅南飛騨小坂はなもも	3
下呂市観光交流センター（湯めぐり館）	6

◎補助団体等

社会福祉法人下呂市社会福祉協議会	9
一般社団法人下呂温泉観光協会	11

第1 下呂市監査基準への準拠

当該監査は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第3 監査の対象

令和5年度の事務事業の執行状況について、次の団体を監査の対象として実施した。

◎公の施設の指定管理者

指 定 管 理 者	施 設 名	所 管 部 署
飛騨小坂観光株式会社	下呂市道の駅南飛騨小坂はなもも	地域振興部 小坂振興事務所
一般社団法人下呂温泉観光協会	下呂市観光交流センター（湯めぐり館）	観光商工部 観光課

◎補助団体等

団 体 名	補 助 事 業 名	所 管 部 署
社会福祉法人下呂市社会福祉協議会	下呂市社会福祉協議会運営補助金	福祉部 社会福祉課
一般社団法人下呂温泉観光協会	観光客誘致対策事業補助金	観光商工部 観光課

第4 監査の着眼点

令和5年度（必要に応じて令和4年度）における出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているかを主眼とした。

第5 監査の実施内容

監査の実施にあたっては、財政援助団体等に監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって実施するとともに、所管部署の担当者、各団体の代表者等から説明を聴取するなどの方法で実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

小坂振興事務所、下呂市社会福祉協議会事務所、いで湯の里ふれあいセンター

(2) 実施日程

令和6年10月7日・10日

第7 監査の結果

令和6年度財政援助団体等のそれぞれの監査結果は次のとおりである。なお、監査の際に改善や検討を求めた軽易な事項については記述を省略した。

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市道の駅南飛騨小坂はなもも】

1 指定管理者の概要

- (1) 名 称 飛騨小坂観光 株式会社
(2) 所在地 下呂市小坂町赤沼田811番地 1

2 設置目的

道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域及び観光情報の発信等により、市民と来訪者との交流を促進するとともに、農林水産物等の地場産品の加工及び販売による地域産業の振興に資するため設置。

3 指定管理施設の概要

- (1) 施設名称 下呂市道の駅南飛騨小坂はなもも
(2) 所 在 地 下呂市小坂町赤沼田811番地 1

(3) 施設内容

ア 建設年度 平成10年度（運用開始日 平成10年6月）

イ 建設規模 木造平屋建て（一部2階建て）

ウ 面 積 土地 5,200.00m²（駐車場含む）

建築面積 584.76m²

ホール（特産品販売） 152.36m²

飲食提供施設 85.84m²

食品加工施設 165.26m²

事務室等 104.94m²

展示室 76.36m²

駐車場 4,615.24m²

(4) 従事者数 15名

(5) 所管部署 地域振興部 小坂振興事務所

4 指定管理の内容

(1) 指 定 期 間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで 3年間

(2) 指定管理料 令和5年度 5,480,000円（年額）

(3) 指定管理の業務範囲

- ・ 管理施設の使用許可に関する業務
- ・ 管理施設におけるサービス提供業務
- ・ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・ 管理施設等の維持保全に関する業務
- ・ 危機管理体制の整備、運用に関する業務
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市又は指定管理者が必要と認める業務

5 施設での業務内容及び利用状況

- ・売 店（特産品、土産品、産直品、花鉢、日用食品・生活雑貨等の販売業務）
- ・喫 茶（食事・飲み物等提供業務）
- ・屋 台（団子・五平餅提供販売業務）
- ・加 工 場（販売用 鮎泉粥製造業務、喫茶提供用 鮎泉粥、自家製チャーシュー・
つゆの製造業務、屋台販売用 五平餅えごまのタレ製造業務）
- ・観光案内（観光案内パンフレット等設置業務）

利用状況

（単位：人）

項 目	令和4年度	令和5年度	対前年度増減
利用者数	59,354	56,152	△3,202

6 決算状況

貸借対照表

（単位：円）

科 目	令和4年度	令和5年度	対前年度増減
流動資産	9,900,382	10,231,693	331,311
固定資産	1,482,659	1,203,681	△278,978
資産の部合計	11,383,041	11,435,374	52,333
流動負債	6,406,610	8,401,143	1,994,533
固定負債	24,400,000	21,490,000	△2,910,000
純資産	△19,423,569	△18,455,769	967,800
負債及び純資産の合計	11,383,041	11,435,374	52,333

損益計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和5年度	対前年度増減
純売上高	33,611,703	33,062,514	△549,189
売上原価	18,526,343	17,672,891	△853,452
売上総利益	15,085,360	15,389,623	304,263
販売費及び一般管理費	24,651,551	23,020,923	△1,630,628
営業利益	△9,566,191	△7,631,300	1,934,891
営業外収益	8,937,715	9,113,494	175,779
営業外費用	349,052	329,304	△19,748
経常利益	△977,528	1,152,890	2,130,418
法人税等	185,093	185,090	△3
当期純利益	△1,162,621	967,800	2,130,421

7 監査意見

監査の結果、事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次の事項について検討、または所要の措置を講じられたい。

○業務報告書の提出について

基本協定書第22条では、指定管理者は毎年度業務終了後60日以内に本業務の実施状況、管理施設の利用状況、料金収入の実績及び管理経費等の収支状況などに関する事項について記載した業務報告書の提出が義務付けられている。現在、業務報告書の提出はされているものの、報告内容及び提出時期が協定に定められた事項とは異なるため、協定に基づき適切な業務報告書の提出となるよう是正されたい。

(飛騨小坂観光 株式会社)

○今後の運営について

食品加工施設においては、令和元年度までは、レトルト釜を利用して他社の受託加工を行っていたが、コロナ禍の影響で顧客を失い、現在は地元特産品の鉾泉粥のみの製造となっている。

今後は、鉾泉粥の販売拡大や新たな特産品の開発により、小坂地域の観光振興に貢献されることを期待する。

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市観光交流センター（湯めぐり館）】

1 指定管理者の概要

- (1) 名 称 一般社団法人 下呂温泉観光協会
(2) 所在地 下呂市森922番地 6

2 設置目的

下呂市の観光情報等の提供及び案内機能の充実を図り、市民と観光客等との交流の場を提供するとともに、本市の観光の振興、地域経済の発展に寄与するため、下呂市観光交流センターを設置。

3 指定管理施設の概要

- (1) 施設名称 下呂市観光交流センター（愛称：湯めぐり館）
(2) 所 在 地 下呂市森1075番地 1
(3) 施設内容

ア 建設年度 令和 3 年度（運用開始日 令和 4 年 4 月）

イ 建設規模 木造平屋建て

ウ 面 積 土地 1,389.06㎡

建築面積 331.41㎡

延べ床面積 239.74㎡

観光案内所、事務室、交流室、情報展示施設、トイレ（男・女・多目的）、授乳室、倉庫棟、広場、温泉塔、名板、銅像、常夜燈

- (4) 従事者数 3 名
(5) 所管部署 観光商工部 観光課

4 指定管理の内容

- (1) 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 2 年間
(現在 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 2 年間)

- (2) 指定管理料 令和 5 年度 19,000,000 円（年額）

- (3) 指定管理の業務範囲

- ・ 管理施設の使用許可に関する業務
- ・ 管理施設におけるサービス提供業務
- ・ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・ 管理施設の維持保全に関する業務
- ・ 危機管理体制の整備、運用に関する業務
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市及び指定管理者が必要と認める業務

5 施設での業務内容及び利用状況

- ・総合観光案内及び館内案内の業務に関すること
- ・展示資料等の維持管理及び更新に関すること
- ・施設の使用管理に関すること
- ・施設の運営事務に関すること
- ・災害における避難者への対応（災害時には指定緊急避難場所として施設を開放）
- ・その他施設運営に関すること

利用状況

（単位：人）

項 目	令和4年度	令和5年度	対前年度増減
利用者数	84,909	92,569	7,660

6 決算状況

（単位：円）

項 目		令和4年度	令和5年度	対前年度増減
収 入	受託事業収入	18,158,517	18,011,574	△146,943
	合 計	18,158,517	18,011,574	△146,943
支 出	人件費	8,542,583	9,884,548	1,341,965
	管理運営費	8,683,418	6,529,553	△2,153,865
	需要費	2,279,665	2,713,571	433,906
	役務費	124,115	109,072	△15,043
	委託費	1,603,387	1,622,527	19,140
	使用料及び賃借料	4,676,251	2,084,383	△2,591,868
	一般管理費	516,780	492,423	△24,357
	租税公課	1,137,200	1,085,400	△51,800
	修繕費	215,050	333,850	118,800
	合 計	19,095,031	18,325,774	△769,257
収支差額		△936,514	△314,200	622,314

7 監査意見

監査の結果、事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次の事項について検討、または所要の措置を講じられたい。

○施設等利用料の取り扱いについて

下呂市観光交流センター条例及び施行規則で定められている施設等利用料について、令和4年度と5年度にいずれも収入があった利用料に対し、決算書では自主事業の収入として計上されている。本来、自主事業の収入ではなく施設の運営管理における収入として計上すべきであることから、今後の経理処理について適切に取り扱うよう是正されたい。

(一般社団法人 下呂温泉観光協会)

○今後の運営について

下呂市の観光情報の提供と案内及び市民と観光客との交流の場を提供するなど観光の振興に寄与している。また災害時においては、観光客の指定緊急避難場所として開放されるものであることから、今後も施設の適正な管理と利用者へのサービス向上に期待する。

◎補助団体等 【団体名 社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会】

1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 下呂市社会福祉協議会運営補助金
- (2) 交付の目的 下呂市社会福祉協議会による地域福祉活動の安定継続・促進を支援することを目的とする。
- (3) 交付先 名称 社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会
所在地 下呂市萩原町萩原875番地2
- (4) 交付額 令和5年度 58,486,000円
- (5) 所管部署 福祉部 社会福祉課

2 補助金事業の内容

(1) 事業内容

社会福祉を目的とする事業の企画、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整、ボランティア活動の振興に要する経費

(2) 決算状況

(単位：円)

項 目		令和4年度	令和5年度	対前年度増減
収 入	市 補 助 金	55,808,000	58,486,000	2,678,000
	合 計	55,808,000	58,486,000	2,678,000
支 出	人件費一式	48,538,000	51,287,000	2,749,000
	事務費一式	7,270,000	7,199,000	△71,000
	合 計	55,808,000	58,486,000	2,678,000
収 支 差 額		0	0	0

3 監査意見

監査の結果、事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次の事項について検討、または所要の措置を講じられたい。

○補助金等交付申請書の添付書類について

本補助金は、交付の目的を達成するために必要な人件費及び事務費に充てられている。補助金等交付申請書を確認したところ交付申請額の算出根拠となる人件費及び事務費の明細書

が添付されていなかった。補助事業完了後に提出される実績報告書については、市長は補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査することとなっている。事業完了後に提出された実績報告書には、人件費及び事務費明細書が添付されていたが交付申請時との比較ができず、完了確認の調査把握が困難となる恐れがあることから、交付申請時においても人件費及び事務費の明細書を添付されるよう是正されたい。

(社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会)

◎補助団体等 【団体名 一般社団法人 下呂温泉観光協会】

1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 観光客誘致対策事業補助金
- (2) 交付の目的 下呂市内への誘客、観光客へのおもてなし、観光市場調査等の誘客対策活動を支援することを目的とする。
- (3) 交付先 名称 一般社団法人 下呂温泉観光協会
所在地 下呂市森922番地 6
- (4) 交付額 令和5年度 53,700,000円
- (5) 所管部署 観光商工部 観光課

2 補助金事業の内容

(1) 事業内容

事業名	事業内容
調査・研修・啓発事業	おもてなし研修・観光セミナー、青年部活動、環境整備（花木剪定、クリーン作戦）
誘致宣伝事業	観光客誘致事業、情報発信・広報活動、観光ポスター制作、観光資料提供、各種大会歓迎
マスメディア・広告宣伝事業	大手旅行サイト等へのWEB特集、WEB広告、WEBページ改修、本誌掲載等
インバウンド事業	EXPO TOKYO出展、先進的海外観光地視察
観光キャラバン事業	中部圏他7箇所キャラバン、岐阜県観光展、各種商談会
広域観光推進事業	アクセスマップ制作、観光ナビ制作

(2) 決算状況

(単位：円)

項 目		令和4年度	令和5年度	対前年度増減
収 入	市 補 助 金	53,700,000	53,700,000	0
	合 計	53,700,000	53,700,000	0
支 出	調査・研修・啓発事業	1,534,718	1,917,402	382,684
	誘致宣伝事業	17,678,855	15,946,997	△1,731,858
	マスメディア・広告宣伝事業	28,653,000	29,288,000	635,000
	インバウンド事業	376,732	1,160,400	783,668

	観光キャラバン事業	3,395,698	3,424,123	28,425
	広域観光推進事業	2,651,000	3,377,000	726,000
	合 計	54,290,003	55,113,922	823,919
	収 支 差 額	△590,003	△1,413,922	823,919

3 監査意見

監査の結果、事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。